平成２２年（再ロ）第１００１６号

長崎県長崎市晴海台町25番地13

再生債務者　篠﨑　滋子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月11日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第４１号

神奈川県藤沢市長後1338番地の７

再生債務者　畠山　誠一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月11日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１号

佐賀県唐津市菜畑4208番地31

再生債務者　浦郷　孝一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成23年４月11日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（再ロ）第２号

佐賀県唐津市菜畑4208番地31

再生債務者　浦郷留美子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成23年４月11日　佐賀地方裁判所唐津支部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 31 日

文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　髙木　義明

第32条第１項の表中「$\frac{28.45}{1000}$」を「$\frac{32.45}{1000}$」に、「$\frac{4.16}{1000}$」を「$\frac{4.61}{1000}$」に、「$\frac{26.34}{1000}$」を「$\frac{30.05}{1000}$」に、「$\frac{30.56}{1000}$」を「$\frac{34.85}{1000}$」に、「$\frac{56.90}{1000}$」を「$\frac{64.90}{1000}$」に、「$\frac{8.32}{1000}$」を「$\frac{9.22}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{28.45}{1000}$」を「$\frac{32.45}{1000}$」に、「$\frac{4.16}{1000}$」を「$\frac{4.61}{1000}$」に、「$\frac{30.56}{1000}$」を「$\frac{34.85}{1000}$」に改め、同条第３項中「「$\frac{28.45}{1000}$」とあり、「$\frac{26.34}{1000}$」とあり、及び「$\frac{30.56}{1000}$」とあるのは、「$\frac{0.03}{1000}$」を「「$\frac{32.45}{1000}$」とあり、「$\frac{30.05}{1000}$」とあり、及び「$\frac{34.85}{1000}$」とあるのは、「$\frac{0.02}{1000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 23 年４月 19 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ―221	昭和27年４月１日	寿聖院	平成23年３月20日	

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併し甲は乙の権利義務を全部を承継して存続し乙は解散する事にしました。

株主総会の承認決議は平成二十三年五月三十一日、甲の効力発生日は平成二十三年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年二月二十五日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十三年二月二十八日に終了しております。

本合併に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

尚最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

（甲・乙）http://www.kotora.jp/kk/

平成二十三年四月十九日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一二号
（甲）株式会社コトラ
代表取締役　大西利佳子

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一二号
（乙）株式会社トムボーイ
代表取締役　大西利佳子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の清掃事業及び警備事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年三月二十四日に完了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月三十一日
掲載頁　一〇五頁（号外第一二三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十五日
掲載頁　七十八頁（号外第六十号）

平成二十三年四月十九日

東京都中央区日本橋二丁目五番一二号
（甲）ヒューリック不動産管理株式会社
代表取締役　三上　隆

東京都台東区上野三丁目一六番五号
（乙）千秋オフィスサービス株式会社
代表取締役　木島　司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の内装工事その他の工事関連事業、オフィス家具等の販売事業、自動販売機管理事業及び購買受託事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年三月二十四日に完了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月一日
掲載頁　一〇六頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十五日
掲載頁　七十八頁（号外第六十号）

平成二十三年四月十九日

東京都中央区日本橋兜町六番七号
（甲）ヒューリック株式会社
代表取締役　北村　昭治

東京都台東区上野三丁目二六番五号
（乙）千秋オフィスサービス株式会社
代表取締役　木島　司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社プラウンドミュージアム（住所東京都渋谷区神宮前六丁目八番三号）に対して当社の雑貨事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の取締役会の承認決議は平成二十三年四月十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しておりますので、最終貸借対照表の開示状況については当該有価証券報告書をご確認ください。

平成二十三年四月十九日

群馬県前橋市川原町二丁目二六番地四
株式会社ジェイアイエヌ
代表取締役社長　田中　仁